

青森県報

第二千八百七十五号

平成十九年
十二月二十六日
(水曜日)

目次

規 則

青森県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則……………(障害福祉課) ……一

告 示

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の指定……………(青少年・男女共同参画課) ……一

介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(高齢福祉・保険課) ……二

介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出……………(同) ……二

介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………(同) ……三

漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……………(水産振興課) ……三

公 告

建設業者の許可の取消し……………(中南部地域・県民局) ……四

右 同……………(下北地域・県民局) ……五

選挙管理委員会

参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨……………(事務局) ……五

人事委員会

人事委員会規則七 一九(給料の調整額)の一部を改正する規則……………(職員課) ……八

規 則

青森県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第百六号

青森県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

青森県福祉のまちづくり条例施行規則(平成十一年三月青森県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の(三)の1中、「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条第一項」を「第三百三十四条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第八百六十八号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成十九年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定番号	種別	名	発行 者名	該当条項
二九三〇	書籍	スコラ 二〇〇七・二二	スコラマガジ ン	青森県青少年 健全育成条例 第十二条第一 項第二号該当
二九三二		レディースコミック「微熱」 一月号	セブン新社	
二九三三		恋愛熱情ラブパッション 一月号	一水社	
二九三三		月刊裏モノJAPAN 一月号	鉄人社	
二九三三				

青森県告示第八百六十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成十九年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	名称	所在地	廃止年月日
株式会社青森ビジネスマシンの森	青森市大字八ツ役字上林二の五	福祉用具貸与	株式会社青森ビジネスサービス事業部	青森市大字八ツ役字上林二の五	平成一九二〇・一
津軽保健生活協同組合	弘前市大字田町五丁目二の二	訪問看護	津軽保健生活協同組合訪問看護ステーション	青森市浪岡大字浪岡字浅井二〇五	一九二〇・三
医療法人白生会	五所川原市字旭町二〇の六	訪問介護	白生会ホームヘルパーセンター	五所川原市大字金山字竹崎二五四	一九二〇・三

社会福祉法人信泉会	十和田市大字洞内字長田六〇の六	訪問介護、訪問入浴	介護老人保健施設とわだ健設	十和田市大字洞内字長田六〇の六	一九二〇・三
社会福祉法人信泉会	十和田市大字洞内字長田六〇の六	訪問看護	訪問看護ステーションせせらぎ	十和田市大字洞内字長田六〇の六	"
十和田市農業協同組合	十和田市西十三番町四の二八	通所介護	J A 十和田市デイサービスセンター「ぎずな」	十和田市東一番町六の五一	"
十和田市農業協同組合	十和田市西十三番町四の二八	訪問介護、訪問入浴	J A 十和田市ホームヘルプステーション「ぎずな」	十和田市東一番町六の五一	"

青森県告示第八百七十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成十九年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	廃止年月日
医療法人仁桂会	八戸市根城四丁目六の二三	さくら居宅介護支援事業所	八戸市根城三丁目一〇の二二	平成一九二〇・三
社会福祉法人信泉会	十和田市大字洞内字長田六〇の六	介護老人保健施設とわだ	十和田市大字洞内字長田六〇の六	一九二〇・三

十和田市農業協同組合	十和田市西十三番町四の二八	JA十和田市居宅介護支援事業所「きずな」	十和田市東一番町六の五一	〃
------------	---------------	----------------------	--------------	---

青森県告示第八百七十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五條の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第百十五條の九第一号の規定により公示する。

平成十九年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を廃止する事業所		年月日
			名称	所在地	
津軽保健生活協同組合	弘前市大字田町五丁目二の二	訪問看護	津軽保健生活協同組合訪問看護センターシヨクナミオカ	青森市浪岡大字浪岡字浅井二〇	平成一九・〇・三
社会福祉法人信泉会	十和田市大字洞内字長田六〇の六	訪問介護、訪問看護、訪問介護、訪問看護、訪問介護、訪問看護、訪問介護、訪問看護、訪問介護、訪問看護	介護老人保健施設とわだ健	十和田市大字洞内字長田六〇の六	一九・二・三〇
社会福祉法人信泉会	十和田市大字洞内字長田六〇の六	訪問看護	訪問看護センターシヨクナミオカ	十和田市大字洞内字長田六〇の六	〃
十和田市農業協同組合	十和田市西十三番町四の二八	介護予防	JA十和田市居宅介護支援事業所「きずな」	十和田市東一番町六の五一	〃

十和田市農業協同組合	十和田市西十三番町四の二八	訪問介護、訪問看護、訪問介護、訪問看護、訪問介護、訪問看護、訪問介護、訪問看護、訪問介護、訪問看護	JA十和田市居宅介護支援事業所「きずな」	十和田市東一番町六の五一	〃
------------	---------------	---	----------------------	--------------	---

青森県告示第八百七十二号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正し、平成二十年一月一日より適用する。

平成十九年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一の1中「竜飛加入区」を「竜飛今別第一加入区」に、「竜飛漁業協同組合」を「旧竜飛漁業協同組合」に、「今別町西部加入区」を「竜飛今別第二加入区」に、「今別町東部加入区」を「竜飛今別第三加入区」に改める。

一の2中「岩崎村加入区」を「新深浦町第一加入区」に、「船作加入区」を「新深浦町第二加入区」に、「大戸瀬加入区」を「新深浦町第三加入区」に、「竜飛加入区」を「竜飛今別第一加入区」に、「竜飛漁業協同組合」を「旧竜飛漁業協同組合」に、「今別町東部加入区」を「竜飛今別第二加入区」に改める。

二の表外ヶ浜第四区域の項の次に次のように加える。

竜飛今別第一区域 竜飛今別漁業協同組合の地区のうち、今別町大字奥平部の区域	1 底建網漁業
竜飛今別第二区域 竜飛今別漁業協同組合の地区のうち、今別町大字砂ヶ森の区域	1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業
竜飛今別第三区域 竜飛今別漁業協同組合の	1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業

地区のうち、今別町大字 大泊の区域	1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業
竜飛今別第四区域 竜飛今別漁業協同組合の 地区のうち、今別町大字 山崎、大字村元、大字今 別及び大字浜名の区域	1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業 2 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、1に掲げる漁業以外の漁業
竜飛今別第五区域 竜飛今別漁業協同組合の 地区のうち、外ヶ浜町字 三既尻神、字三既鳴神、 字三既板榔、字三既鋸嶋 字三既宇鉄山、字三既木 落、字三既源兵衛間及び 字三既龍浜の区域	1 総トン数十トン未満の漁船により行ういかつり漁業 2 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、1に掲げる漁業以外の漁業 3 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行ういかつり漁業及び総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行ういかつり漁業とこれい刺網漁業を併せ営む漁業 4 小型定置漁業 5 底建網漁業
新深浦町第一区域 新深浦町漁業協同組合の 地区のうち、大字柳田、 大字関、大字北金ヶ沢、 大字田野沢、大字風合瀬 字大磯及び大字風合瀬字 汐干浜の区域	1 いかつり漁業 2 たい・ぶり定置漁業及び底建網漁業 3 底建網漁業と総トン数十トン未満の漁船により行う漁業を併せ営む漁業 4 小型定置漁業及び小型定置漁業と底建網漁業を併せ営む漁業 5 1から4までに掲げる漁業以外の漁業
新深浦町第二区域 新深浦町漁業協同組合の 地区のうち、大字轟木の 区域	1 底建網漁業 2 小型いかつり漁業と総トン数十トン以上の漁船によりさし網を使用してたら又はめばるをとる漁業と総トン数十トン以上の漁船により敷網を使用してやりいかをとる漁業を併せ営む漁業
新深浦町第三区域 新深浦町漁業協同組合の 地区のうち、大字月屋及 び大字舵作の区域	1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてやりいか棒受網漁業
新深浦町第四区域 新深浦町漁業協同組合の 地区のうち、大字沢辺の 区域	1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業

二の表今別町東部第一区域の項、今別町東部第二区域の項、今別町東部第三区域の項、今別町西部区域の項及び竜飛区域の項を削る。
二の表赤石水産区域の項に次のように加える。

新深浦町第五区域 新深浦町漁業協同組合の 地区のうち、大字岩崎及 び大字松神の区域	1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてたら刺網漁業 2 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、1に掲げる漁業以外の漁業
新深浦町第六区域 新深浦町漁業協同組合の 地区のうち、大字月屋、 大字舵作、大字沢辺、大 字岩崎、大字正道尻、大 字森山、大字松神及び大 字黒崎の区域	1 たい・ぶり定置漁業

二の表大戸瀬第一区域の項、大戸瀬第二区域の項及び岩崎区域及び舵作区域の項を削る。
四の2中今別町西部加入区の項を次のように改める。

竜飛今別加入区 竜飛今別漁業協同組合の地区のうち、今別町大字山崎、大字村元、大字今別及び大字浜名の区域

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 白取工務店
- 二 氏名 白取 俊明
- 三 主たる営業所の所在地 南津軽郡藤崎町大字富柳字福岡三三五の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一五）第一六五八二号
- 五 取消年月日 平成十九年十二月十日
- 六 取消しに係る建設業の許可とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年十一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社工藤建機
- 二 代表者の氏名 工藤 隆
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市大字奥内字今泉一〇六の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第一三七二八号
- 五 取消年月日 平成十九年十二月十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可 しゅんせつ工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十九年十二月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第百十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十二条第一項の規定により、平成十九年七月二十九日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成十九年十二月二十六日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成19年7月29日執行参議院青森県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 39,178,400円

3 報告書の要旨

候補者 氏名	渡辺 英彦	所属党派	社会民主党	期 間	平成19年 6月20日から 平成19年 8月1 3日まで 第1回分
出納責任者氏名	三上 武志				

収 入	支 出
主たる寄附 (氏名・団体名)	人件費 1,000,000
(職業)	家屋費 750,865
(寄附額)	選挙事務所費 700,000
円	集会会場費 50,865
社会民主党東北	通信費 369,155
ブロック協議会	交通費 247,940
社会民主党青森	印刷費 737,100
奥連合	広告費 193,200
政 党	文具費 44,769
3,000,000	食糧費 181,067
	宿泊費 130,005
	雑 費 125,936

その他の寄附	件	0	今回 計	3,780,037
その他の収入		0	前回 計	0
今回 計		4,800,000	総 計	3,780,037
前回 計		0		
総 計		4,800,000		

報告書受理年月日	平成19年8月13日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者 氏名	山崎 力	所属党派	自由民主党	期 間	平成19年 5月31日から 平成19年 8月1日まで 第1回分
出納責任者氏名	千葉 敬一				

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円	人件費	家屋費	円
自由民主党青森 県参議院選挙区 第一支部	政 党	5,000,000	選挙事務所費	4,286,266	
			集会会場費	289,840	
			通信費	87,283	
			交通費	80,578	
			印刷費	2,614,490	
			広告費	1,325,111	
			文具費	165,779	
			食糧費	219,351	
			休泊費	801,024	
			雑 費	454,387	
その他の寄附	件	0			
その他の収入		7,000,000			
今回 計		12,000,000	今回 計	12,269,109	
前回 計		0	前回 計	0	
総 計		12,000,000	総 計	12,269,109	

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円	人件費	家屋費	円
			選挙事務所費	0	
			集会会場費	0	
			通信費	0	
			交通費	0	
			印刷費	0	
			広告費	0	
			文具費	0	
			食糧費	165,750	
			休泊費	0	
			雑 費	16,950	
その他の寄附	件	0			
その他の収入		0			
今回 計		0	今回 計	182,700	
前回 計		12,000,000	前回 計	12,269,109	
総 計		12,000,000	総 計	12,451,809	

候補者 氏名	山崎 力	所属党派	自由民主党	期 間	平成19年 8月17日から 平成19年 8月17日まで 第2回分
出納責任者氏名	千葉 敬一				

報告書受理年月日 平成19年8月8日 第1回報告分

報告書受理年月日 平成19年8月20日 第2回報告分

候補者氏名	高柳 博明	所属党派	日本共産党	期 間	平成19年 7月 10日から 平成19年 8月 1日まで 第1回分
出納責任者氏名	溝江 伸一				

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円	人件費	家屋費	円
日本共産党青森県 政 党		1,774,152	選挙事務所費	67,000	
委員会			集会会場費	31,440	
			通信費	40,000	
			交通費	0	
			印刷費	1,472,900	
			広告費	120,000	
			文具費	15,000	
			食糧費	5,592	
			宿泊費	12,220	
			雑 費	10,000	
その他の寄附	件	0			
その他の収入		0			
今回 計		1,774,152	今回 計	1,774,152	
前回 計		0	前回 計	0	
総 計		1,774,152	総 計	1,774,152	
報告書受理年月日	平成19年8月17日		第1回報告分		

候補者氏名	平山 幸司	所属党派	民主党	期 間	平成19年 5月 31日から 平成19年 7月 31日まで 第1回分
出納責任者氏名	藤田 あゆみ				

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円	人件費	家屋費	円
民主党	政 党	5,000,000	選挙事務所費	1,021,650	
民主党青森県総	政 党	2,000,000	集会会場費	63,885	
支部連合会			通信費	19,742	
ひらこうアオモ	政治団体	2,000,000	交通費	304,914	
りの会			印刷費	4,650,160	
			広告費	1,364,064	
			文具費	169,079	
			食糧費	363,170	
			宿泊費	566,978	
			雑 費	276,484	
その他の寄附	件	0			
その他の収入		0			
今回 計		9,000,000	今回 計	11,226,126	
前回 計		0	前回 計	0	
総 計		9,000,000	総 計	11,226,126	
報告書受理年月日	平成19年8月20日		第1回報告分		

人 事 委 員 会

人事委員会規則七 一九（給料の調整額）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十六日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 一九（給料の調整額）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一九（給料の調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一小学校及び中学校の項中「第七十五条」を「第八十一条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭